

III 違 反 事 例

事例 1

添加物製剤(香料)に関する違反事例

名称又は分類	香料(添加物製剤)	原産国	日本
形態	15kg缶詰		
違反条項	食品衛生法第6条、第7条第2項(添加物製剤の製造基準違反)		
発見機関	多摩川保健所		
発見年月日	平成14年6月7日		
違反内容	香料(添加物製剤)の製造の際に、n-プロパノール及びn-ブタノールを用いた		
行政措置	回収指示(6月10日)、販売禁止(6月20日)		
公表年月日	平成14年6月10日、6月11日		

1 事件の経過

6月7日

多摩川保健所に管内の添加物製造業A社から、「香料(添加物製剤)」の製造に、n-プロパノール及びn-ブタノールを使用していたが、当該品は食品衛生法違反にあたるかとの照会があった。同日、都は本件について厚生労働省へ疑義照会をした。

6月10日

厚生労働省から、n-プロパノール及びn-ブタノールは指定外添加物に該当し、これらを添加物として使用し、製造された香料(添加物製剤)は食品衛生法に違反するとの回答があった。そのため、都は当該香料を食品衛生法違反品と認定し、公表を行うとともに、当該香料の販売先を管轄する自治体に回収確認を依頼した。

また、港区から、「管内のB社が製造委託し販売している清涼飲料水に、当該香料が使用されていたため、当該製品の自主回収する旨、同社から6月9日に報告があった。」との連絡が都にあった。

6月11日

A社が製造する他の香料(4種)についても、同様に違反となることが判明したため、都は公表を行うとともに、当該香料の販売先を管轄する自治体に、回収確認を依頼した。

その後、都は6月20日にA社に対し販売禁止を命令し、A社は6月26日に違反品の廃棄を完了した。

2 本事件に関連した違反事例

- (1) 5月20日、品川区に本社のある食品香料メーカーが、茨城県の工場で指定外添加物(アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ヒマン油等)を用いて香料(添加物製剤)を製造していることが判明し、茨城県は5月31日に当該施設に対して営業禁止及び当該添加物製剤の回収命令を行った旨、公表した。
- (2) 6月4日、北区から都に「管内の食用油脂製造業者が、焼き型から食品を剥離する際に使う食用油

の原料にヒマシ硬化油を使用しているが、当該品が食品衛生法違反に当たるか」との照会があつたため、厚生労働省へ疑義照会したところ、食品衛生法第6条違反に該当することが確認された(6月7日公表)。

3 都内の添加物製造施設に対する調査

厚生労働省は自治体に対し、「添加物製造施設に対する監視指導の強化について」(平成14年6月3日付け食監発第0603002号)を通知した。これを受け、都及び特別区は添加物製造施設に対し、原材料の使用状況、添加物及びその表示内容等について、立入検査を実施した。

その結果、添加物製造業の許可を有する24社のうち、前述のA社を除く23社については、指定外添加物の使用は見られなかった。しかし、添加物及び添加物製剤の表示違反は3件あつたため、これらについては適正表示後に出荷するよう指導した。

4 違反の原因及び監視指導のポイント

品川区に本社のある食品香料メーカーが、茨城県の工場で指定外添加物を用いて香料を製造した事件は社会的に大きな話題となつたが、その事件が明るみになるまで、A社ではn-プロパノール及びn-ブタノールが指定外添加物に当たるとの認識が無かつた。

n-プロパノールやn-ブタノールは、米国等では使用が認められているため、業者の認識不足により国内で誤って使用される可能性がある。また、香料として使用される添加物の種類は非常に多いため、業者によっては、製品に含まれる個々の添加物について、食品衛生法に適合するか否かを十分に認識していない可能性もある。従つて、これらの業者に対しては、製品中に指定外添加物が含まれていないことを十分確認するよう指導することが大切である。

○ヒマシ硬化油

ヒマシ油はトウゴマの種子を圧搾して得られる脂肪油であり、これに水素を添加してヒマシ硬化油が生成される。

ヒマシ油は、塗料の原料や医薬品として便秘症などの治療に下剤として用いられ、ヒマシ硬化油は、油脂の硬さ(粘度)の調整に使用される。

ヒマシ油のADI(一日当たりの許容摂取量)は、体重1キログラム当たり、0.7ミリグラム。

○n-プロパノール

アルコール類の一種で、無色透明、エタノールに似た芳香がある液体。

主な用途は、染料、顔料、塗料、インキ、溶剤、界面活性剤等である。

なお、米国では香料として食品への使用が認められている。

○n-ブタノール

アルコールの一種で、無色透明、ワインに似た芳香がある液体。

主な用途は、染料、顔料、塗料、インキ、溶剤、界面活性剤等である。

なお、米国では香料として食品への使用が認められている。

○イソアミルアルコール

アルコール類の一種で、無色透明な液体

主な用途は、溶剤、洗浄剤等である。

なお、米国では香料として食品への使用が認められている。

事例 2

基準値を超える農薬を検出した冷凍ほうれんそうに関する違反事例

名称又は分類	冷凍ほうれんそう	原産国	中国
形態	1,000g 合成樹脂製袋詰		
違反条項	食品衛生法第7条第2項		
発見機関	多摩立川保健所		
収去年月日	平成14年5月9日	検査機関	都立衛生研究所
検査結果	① クロルピリホス:0.12ppm (賞味期限 2003.5.28) ② クロルピリホス:0.03ppm 及び 0.06ppm (賞味期限 2003.5.29)		
行政措置	販売禁止		
公表日	平成14年5月23日		

1 事件の経過

4月26日

民間団体が、「都内のファミリーレストラン及びコンビニエンスストアのほうれんそう製品から、食品衛生法に定められた残留基準値(以下、残留基準値という。)を超える農薬(エンドリン、クロルピリホス)を検出した。」と発表した。

都は、同日、厚生労働省から本件に関する情報提供と調査依頼を受け、ファミリーレストラン等で原材料として使用されている冷凍ほうれんそうについて調査を実施することとした。

5月9日

多摩立川保健所が、都内のファミリーレストランで原材料として使用していた冷凍ほうれんそうを収去し、都立衛生研究所で残留農薬の検査を実施した。

5月23日

都立衛生研究所における残留農薬検査の結果、残留基準値を超えてクロルピリホスを検出したことが判明したため、都は公表を行った。

6月～9月

中国産冷凍ほうれんそうに対する、輸入者の自主検査や行政の収去検査が重点的に実施された結果、残留基準値を超える農薬を検出する事例が続出し、都内に輸入者があるものについては公表し、食品衛生法違反品として措置した(冷凍ほうれんそうに関する都の公表は、8月13日までに16回行った)。

7月19日

厚生労働省は自治体に対し、「残留農薬の基準値を超える中国産冷凍ほうれんそうの流通防止について」を通知し、国内に流通している中国産冷凍ほうれんそうの収去検査を指示した。

2 国の動き

3月

民間団体が行った中国産冷凍野菜の残留農薬検査によって、冷凍ほうれんそう及びその加工品からクロルピリホス、冷凍えだまめからフェンバレーレートを検出したとの内容が一部の業界新聞に掲載された。

厚生労働省では、プランチング(下ゆで)された冷凍野菜の残留農薬の検査については、生鮮野菜の検査を優先していたため、実施していなかったが、3月20日からほうれんそう、えだまめ等18品目のプランチング野菜に対して生鮮野菜と同じ基準を適用することとし、10%モニタリング検査を実施した。

4月

東京検疫所の検査で、基準値を超えるパラチオンを検出したため、中国産ほうれん草(プランチング野菜を含む。)について、100%モニタリング検査を実施し、検査項目に塩素系農薬を追加した。

5月

厚生労働省は中国産ほうれんそうからディルドリンを検出したと発表し、中国産ほうれんそうに対してディルドリン、エンドリン、クロルピリホスの命令検査を実施した。このことから、厚生労働省は輸入者に対して輸入届出毎のクロルピリホスの検査を指示するとともに、中国政府に対して、農薬の残留防止対策が適切にとられていないほうれんそう及びその加工品を日本に輸出しないよう要請した。

6月

5月14日以降、中国産冷凍ほうれんそうにおいて、残留基準値を超えるクロルピリホスを検出したものが17件、ディルドリン(アルドリンを含む)を検出したものが1件あったため、中国産ほうれんそうのモニタリング検査、自主検査、検査命令時のサンプリング数を4倍に上げるとともに、中国政府に対して、農薬の残留対策が適切にとられていないほうれんそう及びその加工品を日本に輸入しないよう再び要請した。

7月

検査命令時のサンプリング数を16倍に上げるとともに、輸入者に対して輸入の自粛を指導した。

特定国の特定食品を包括的に輸入禁止できる食品衛生法改正案が可決、成立した。

9月

特定国の特定食品の包括的な輸入禁止が施行される。

平成15年2月

厚生労働省は、中国から提案のあった対策内容を検討した結果、中国産冷凍ほうれんそうの輸入自粛の指導を解除した。

5月

検疫所における検査で、残留基準値を超えるクロルピリホスを検出した中国産冷凍ほうれんそうが2件発見された。そのため、厚生労働省は中国における日本への輸出向けほうれんそうへのクロルピリホスの不使用の徹底及び輸出時における厳格な残留農薬検査が実施されていない疑いがあるとして、輸入者に対して、再度、輸入の自粛を指導した。

3 ほうれんそう事件の問題点及び監視指導のポイント

クロルピリホスは、価格が安く、効果が高いため、利用者にとって効率的な農薬である。また、中国においては、ほうれんそうに対して1ppmまで使用可能であるため、日本向けのほうれんそうについてもクロルピリホスを使用する可能性は否定できない。また、農薬の検査結果はばらつきが大きく、輸入時の自主検査等で実施した1検体の検査結果をもって同一輸入日の全製品が適法であると判断することは難しい。

さらには、農産物は工業製品と異なり出荷量が一定でないため、不作の場合には冷凍ほうれんそうの製

造工場が契約生産者から必要量を集積できず、その他の生産者から仕入れる可能性がある。その場合、中国国内向けほうれんそうが納品される可能性がある。

以上のことより、これらの製品の輸入者に対する指導として、①契約生産者の農薬の使用状況を確認する、②中国における検査が十分であったか確認する、③契約生産者以外のほうれんそうを集荷していないか確認することなどが重要である。

○ クロルピリホス

【用 途】

リンゴ、ナシ、カキ、ブドウ、カンキツ類、タバコなどの害虫駆除に使用される、有機リン系殺虫剤で、即効的かつ残効性がある。

その他、殺虫剤としてゴルフ場に用いられたり、住居におけるシロアリ駆除剤や家庭用殺虫剤、防虫剤にも用いられている。

【健康影響】

急性毒性：神経系に影響を与え、けいれん、めまい、吐き気、おう吐、意識喪失、縮瞳、唾液分泌過多、呼吸機能不全を生じることがある。

慢性毒性：免疫低下、視力低下、視野狭窄、頭痛、吐き気などみられる。

ADI(一日当たりの許容摂取量)は、体重 1 キログラム当たり、0.01 ミリグラムである。

事例 3

指定外添加物(TBHQ)を使用した冷凍食品に関する違反事例

名称又は分類	冷凍食品 唐揚げ	原 産 国	ブラジル
形 態	① 6.0 kg (1 kg × 6 袋)ダンボール箱入り ② 7.6 kg (20 個 × 8 袋)ダンボール箱入り		
違 反 条 項	食品衛生法第 6 条		
発 見 機 関	府中小金井保健所		
発 見 年 月 日	平成 14 年 5 月 27 日		
違 反 内 容	製品の製造時に、TBHQを含む油を使用した		
行 政 措 置	回収指示(6 月 1 日)、販売禁止(6 月 28 日)		
公 表 年 月 日	平成 14 年 5 月 23 日		

1 背景

平成 14 年 5 月 20 日、C 社が全国展開するドーナツ店で、平成 12 年 10 月から 12 月に販売した肉まん 1314 万個に、指定外添加物 TBHQ(*t*-ブチルヒドロキノン)が添加されていたことを認識していくながら、行政機関に報告せず、販売を続けたことが判明した旨、報道された。この事件を皮切りに、TBHQ の違反事例が続いた。

2 事件の経過

5月 27 日

府中小金井保健所に管内の業者 D 社から「ブラジルから輸入している唐揚げにTBHQ使用の疑いがある」旨の相談があった。

同保健所は、D 社に対してTBHQ使用の事実確認及び自主検査の実施について指導した。

5月 30 日

府中小金井保健所に D 社から、自主検査により TBHQ を 5.6ppm 及び 0.3ppm 検出した旨の連絡があり、同保健所は唐揚げの回収を指導した。

5月 31 日

本件について、都は厚生労働省に確認をしたところ、唐揚げ用油に TBHQ を使用していれば、その油を用いて製造された唐揚げも食品衛生法第 6 条違反に該当する旨の回答を得た。

6月 1 日

府中小金井保健所は、D 社からTBHQの使用確認の報告書を受け、違反品として唐揚げの回収を指示した。

また、同社は同日付の新聞に社告を掲載した。

3 輸入者に対する調査

厚生労働省は、5月31日、自治体あてに事務連絡「指定外添加物TBHQを使用した原材料を使用して製造された肉まん等に関する調査について」を送付し、中国及び台湾において製造された肉まん類の輸入者への立入調査を実施し、TBHQの使用が確認された場合には、公表するとともに流通調査を速やかに行うよう通知した。都における公表事例は次のとおりである。

4 TBHQを使用した食品に関する都の公表事例

- (1) E社から都に「台湾から輸入販売している冷凍食品(あんまん)にTBHQが使用された可能性がある」との報告があり、事実関係を調査した結果、TBHQを含む大豆油が当該品に使用されていたことを確認した(5月30日及び6月3日公表)。
- (2) F社から都に「台湾から輸入販売している冷凍食品2種(ともに飲茶)にTBHQが使用されていた」との報告があり、事実関係を調査した結果、TBHQを含む油が当該2製品に使用されていたことを確認した(6月4日公表)。
- (3) G社から新宿区に「中国から輸入している冷凍食品(マーボ春雨)にTBHQが使用されていた」との報告があり、報告書からTBHQを含む油が当該品に使用されていたことを確認した(6月18日公表)。

5 違反の原因及び指導のポイント

ドーナツ店で、TBHQを使用した肉まんの販売が続けられた事件を踏まえ、D社は自社製品について同様の違反がないかどうかを確認するために、現地製造者に対し、製品へのTBHQの使用有無に関する調査を依頼した。その結果、製品の製造工程にはTBHQの使用はないものの、原料油にTBHQが使用されていることが発覚した。今回の事例は、原材料に使用された添加物の確認不足により起った違反である。

また輸入品は、日本国内で使用が認められないものの、現地や他国で使用が認められている添加物を使用した製品が混入するケース等もある。従って、輸入者には製品の原材料に使用される添加物についてもしっかりと把握し、製品の管理を行うよう指導することが大切である。

6 食品衛生法第6条違反の解釈について

今回の事例で、①原材料由来や添加物製剤由来であっても、指定外添加物が食品に使用された場合には6条違反となる、②製造者からの報告書等により指定外添加物の使用が確認されれば、最終製品の検査結果がなくとも、6条違反となる、との見解が示された。

○ TBHQ(t-ブチルヒドロキノン)

酸化防止剤であり、わが国では添加物として指定されていないが、中国や台湾、米国などで食品への使用が認められている。

ADI(一日当たりの許容摂取量)は、体重1キログラム当たり、0.7ミリグラムである。

無断転載を禁ず

平成14年度食品衛生関係違反処理集計表

登録番号(15)307

平成16年3月発行

編集・発行 東京都健康局食品医薬品安全部食品監視課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話(5321)1111 内線 23-571
ダイヤルイン(5320)4404

印刷 株)ニュー・インテリジェント・サービス
東京都文京区本郷2-4-11近藤ビル3F
電話 (3816) 6820